

## 議 事 録

会 議 名	令和4年 第6回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和4年6月24日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 2番 三留清一 3番 福岡 喜輝 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子 隆夫 7番 相田 孝 合計8名		
欠席委員	無		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和4年第6回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名人に、5番と6番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号44号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号44号を朗読)</p> <p>(説明) 当案件は、位置図にありますとおり岡田地区農用地区域内農地2筆です。耕作者は譲受人含め3名で耕作しており、露地野菜を作付けしております。また、譲受人はトラクター等を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は約3.3kmで、車で約10分です。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2 番：6月16日に事務局職員と現地確認しました。現状きれいに耕されており、管理されています。引き続き営農経験のある方が管理されるとのことなので農地法の問題等ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これから、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号44号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号44号は原案のとおり許可書を交付する</p>		

ことに決定いたします。続いて議案番号45号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号45号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり田端地区農業振興地域内農地2筆です。耕作者は譲受人含め2名で耕作しており、露地野菜を作付けしております。また、譲受人はトラクターや耕運機等を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は約20m、徒歩約30秒と至近です。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員の7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：6月16日に事務局職員と現地確認しました。当該地は、譲受人の自宅すぐ近くであり、譲受人所有の畑と隣接していることから問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これから、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号45号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて議案番号46号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号46号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農業振興地域内農地3筆です。耕作者は譲受人含め2名で耕作しており、露地野菜や施設野菜を作付けしております。また、譲受人はトラクターや耕運機等を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は約30m、徒歩約30秒と至近です。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員の6番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：6月16日に事務局職員と現地確認しました。当該地は譲受人の自宅すぐ近くで、所有する農地と隣接しており、農地を広げるためと考えられます。また、現状きれいに耕されており問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これから、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号46号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号46号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて議案番号47号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号47号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農業振興地域内農地1筆です。耕作者は譲受人含め4名で耕作しており、水稻や植木を作付けしております。また、譲受人はトラクターや耕運機等を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は約900mで、徒歩約10分です。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員である私から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：6月17日に事務局職員と現地確認しました。当該地は周りが畑です。また、譲受人は農業兼造園業であり、植木を植えたいということなので問題ないと思います。

会 長：それでは、これから質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号47号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号47号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第2非農地証明願について、議案番号48号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号48号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は少なくとも平成19年から駐車場として農地法を良く理解しない状態で使用していました。その後令和2年に申請者が相続し、農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、当該地が、住宅地が連たん集合している区域の内部に存することから第3種農地となります。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。

会 長：続いて地区担当農業委員である私から、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：6月17日に事務局職員と現地確認しました。当該地はかなり昔から駐車場等として利用されていた場所であり、現状農地に戻すことは困難であると考えられるため、非農地証明交付はやむを得ないと思います。

会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号48号について、

	<p>原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号48号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に日程第3、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号37号～40号の4件、日程第4、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告番号41号～45号の5件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり4件、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり5件、それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>会 長：その他、委員から、ご意見ご質問ありませんか。</p> <p>4 番：農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定により、(有)のぞみコーポレーションが借りている農地について現状耕作を放棄されているような状況であるが、何か情報等ありますか。</p> <p>事務局：(有)のぞみコーポレーションが破産したことから、現在町農政課職員が破産管財人と連絡を取っている状況です。借り手が破産したことを受け、農政課と当農地の貸し手が協議し、貸し手から利用権の設定解除の届出が提出されました。そのため、農政課から破産管財人へ連絡し、7月末までに農地を原状回復し返却するよう指示しました。利用権の設定解除については、次回の定例総会で報告する予定です。</p> <p>会 長：最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和4年第6回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和4年第6回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 藤井 薫 議事録署名人 金子 隆夫

本議事録は、令和4年7月25日、承認・署名を得て確定しました。